

学校のきまり

1. 登下校

- (1) 登下校は決まった通学路を通ること。
- (2) 生徒手帳は常に所持すること。
- (3) 自転車通学は原則として禁止とする。
- (4) 交通規則を守って登下校すること。
- (5) 8時30分までに登校し、きちんと着席すること。
- (6) 下校時刻を厳守すること。
- (7) 下校途中で寄り道や買い食いはしないこと。

2. 服装等

- (1) 冬服（10月～5月） ※10月移行期間

A：ブレザー、ワイシャツ、ズボン、ベルト
（ネクタイ又はリボン）

B：ブレザー、ワイシャツ、スカート
（ネクタイ又はリボン）

- 夏服（6月～9月） ※5月移行期間

A：ワイシャツまたはポロシャツ、ズボン、ベルト

B：ワイシャツまたはポロシャツ、スカート

※制服着用時は、校内でのみ名札を着用。

※入学式、卒業式では、必ずネクタイ、リボンを着用

靴下は、白無地とする。

- (2) セーターはVネックのスクールセーターとし、ブレザーの下に着用するものとする。
- (3) コートは、スクールコート、ダッフルコート、Pコートとし、色は黒・グレー、茶の派手でないもの。ウィンドブレーカーの上も着用可。
- (4) 靴下は白、黒、紺、グレーの単色とする。ワンポイント可。
- (5) 登下校は、体育の授業に適した運動靴を着用。校舎内では、指定の上履きを着用する。
- (6) 体育時や清掃時には、本校指定の体育気に着替えて活動する。
- (7) 通学カバンは、ロッカーに入る大きさの派手でないものとする。

3. 頭髪

- ・ 中学生らしい髪型とし、奇抜な髪型にしない。

- ・ 染髪、パーマ、整髪料は認めない。
- ・ 肩にかかる場合は、黒、紺、茶のゴムで結わくか、ピンで留める。
- ・ 化粧やピアス等の装飾品は一切認めない。

4. 所持品

- (1) 学校生活に不必要なものは持ってこない。
- (2) 所持品にはすべて記名すること。

5. 諸届

○次の場合は保護者が担任に生徒手帳又は、電話連絡（8:00～8:20）で連絡すること。

- (1) 欠席、遅刻、早退、忌引休みをするとき。
※令和5年度より、メールによる連絡も可。
- (2) 住所変更、改姓などをするとき。
- (3) 学校感染症にかかったとき。
- (4) 交通事故、火災、その他の事故にあったとき、
校内及び登下校時のけがのために医師の治療を受けたとき。

6. その他

- (1) 登校後校外へ出るときは、先生の許可を得ること。
- (2) 給食のないときは弁当持参。校外へ買いに出ることは禁ずる。
- (3) 事故や危険を伴う施設、設備に触れたり、
許可なく立ち入ったりしないこと。